

## 家賃支援給付金給付規程（個人事業者等向け）

### （通則）

第1条 家賃支援給付金（以下「給付金」という。）のフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対する給付については、この規程に定めるところによる。

### （趣旨・目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症（C O V I D – 1 9）の拡大に伴い発出された緊急事態宣言の延長等により、売上げの急減に直面する個人事業者等にとって土地又は建物の賃料等の負担が特に重くなっている現状に鑑み、これらの個人事業者等に対し、事業の継続を下支えするための給付金を給付し、もって賃料等の円滑な支払に資することを目的とする。

### （事務局の設置）

第3条 中小企業庁長官（以下「長官」という。）は、前条の目的を達成するため、家賃支援給付金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

### （給付対象者）

第4条 国内の土地又は建物（その使用及び収益の形態に鑑みこれらに類するものを含む。以下同じ。）に関する賃貸借契約及びこれと類似する契約又は処分（以下「賃貸借契約等」という。）に基づき他人の所有する土地又は建物を使用及び収益する権利を有する者（以下「賃借人等」という。）として給付金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 一 2019年12月31日以前から事業により事業収入（確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）第1表における「収入金額等」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。以下同じ。）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- 二 2020年5月1日から同年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、次の各号のいずれかに該当すること。
  - イ 2020年5月から申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までの間に、事業収入が前年同月比で50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。
  - ロ 2020年5月から申請日の属する月の前月までの間に、連続する3ヶ月の事業収入の合計が前年同期比で30%以上減少した期間（以下「対象期間」という。）が存在すること。
- 2 対象月又は対象期間が複数存在する場合において、申請者は、任意の1ヶ月を対象月とし、又は任意の連続する3ヶ月を対象期間として申請することができる。
- 3 第1項第2号の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、国又は地方公共団体から事業継続を支援することを目的として支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができる。
- 4 申請者が、第7条第4項に規定する提出書類等として、同項第2号の所得税青色申告決算書を提出しない場合には、第1項第2号イ中「前年同月比で」とあるのは「2019年の年間事業収入を12で除して得た額に比べて」と、同号ロ中「前年同期比で」とあるのは「2019年の年間事業収入を12で除し、それに3を乗じて得た額に比べて」と読み替えて比較する。
- 5 この規程において、「2019年の年間事業収入」とあるのは、確定申告書第1表における「収入金額等」の事業欄に記載されるものを用いることとする。ただし、第13条第1項の規定により市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控を用いる場合には、2019年の年間事業収入は住民税の申告書類（市町村民税・道府県民税申告書（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第5号の4様式）をいう。以下同じ。）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（仕入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額とが異なる場合には、これらの欄の金額を用いることができる。

### （基準額）

第5条 給付額の算定に用いる基準となる額（以下「基準額」という。）は、申請日の前1ヶ月以内に賃料等（賃貸借契約等に基づき自らの事業のために他人の所有する土地又は建物を直接占有する者が、当該土地又は建物を使用及び収益するために対価として支払う金銭（当該対価に係る租税を含む。）をいう。以下同じ。）として支払った額（申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該申請日の直前の支払い（当該申請日の属する月分に相当する賃料等を含むものに限る。）で支払った当該賃料等の1月平均の額）とする。ただし、当該支払った額が、2020年3月31日時点で有効な賃貸借契約等により1ヶ月分

の賃料等として支払うこととされている額（当該賃貸借契約等において申請者が複数月分の賃料等をまとめ支払うこととされている場合には、当該賃料等の1月平均の賃料等）より高いときは、当該賃料等として支払うこととされている額とする。

- 2 前項の規定により基準額を算定する場合において、賃貸借契約等により毎月に変動する賃料等を含むときは、当該賃料等については、前項中「2020年3月31日時点での有効な賃貸借契約等により1ヶ月分の賃料等として支払うこととされている額」とあるのは「2020年3月に賃料等として支払った額」と、「当該賃料等として支払うこととされている額」とあるのは「当該賃料等として支払った額」と読み替えるものとする。ただし、この場合において、複数月分の賃料等をまとめて支払うこととされているときは、当該賃料等については、「2020年3月に賃料等として支払った額」とあるのは「2020年3月分の賃料等として支払った額」とさらに読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により基準額を算定する場合において、賃貸人その他の申請者に対して土地又は建物を使用及び収益させる義務を負う者（以下「賃貸人等」という。）と、申請者との関係が次の各号のいずれかである場合には、当該土地又は建物に係る賃料等は含めないこととする。
  - 一 申請者が賃貸人等の代表取締役又は親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいい、自然人であるものに限る。）であるもの
  - 二 賃貸人等が申請者の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人であるもの
  - 三 前各号に規定する関係に類するものその他給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと長官が判断するもの
- 4 第1項の規定により基準額を算定する場合において、法律上の原因なく又は違法に、使用及び収益している土地又は建物に係る賃料等は含めないこととする。

#### （給付額）

- 第6条 給付金の給付額は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。
- 一 基準額の総額が37.5万円以下の場合 基準額の総額に3分の2を乗じて得た額に6を乗じて得た額
  - 二 基準額の総額が37.5万円より大きい場合 300万円を超えない範囲で、基準額の総額から37.5万円を差し引いて得た額を3で除し、それに25万円を加えた額に、6を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が、その申請に係る土地又は建物について、申請日の属する月以降6ヶ月の間のいずれかの月分の賃料等に充てるための現金給付を地方自治体から受けている又は受け取ることが決定している場合であって、当該給付の額に前項の規定により算定した額を加えた額（この項において「合計給付額」という。）が、基準額の総額に6を乗じた額（以下この項において「基準総額」という。）より大きいときは、合計給付額から基準総額を差し引いた額と同額を、前項の規定により算定した額から差し引いた額を、給付金の給付額とする。

#### （給付申請）

- 第7条 給付金の申請期間は、2020年7月14日から、2021年1月15日までとする。
- 2 申請は、申請期間内に、事務局が定める方法により、事務局に対し行うものとする。当該方法を用いることが困難な申請者は、事務局が全国に設置する支援場所において、申請の支援を受けることができる。
  - 3 申請者は、申請を行うに当たっては、次に掲げる情報（以下「基本情報」という。）を事務局に提出するものとする。
    - 一 屋号・雅号
    - 二 業種
    - 三 申請者住所
    - 四 申請者氏名
    - 五 性別
    - 六 生年月日
    - 七 連絡先
    - 八 対象月又は対象期間
    - 九 2020年の対象月の月間事業収入及び2019年の同月の月間事業収入、又は2020年の対象期間の事業収入及び2019年の同期間の事業収入
    - 十 賃貸借契約等の情報
    - 十一 賃貸借契約等に係る土地又は建物の情報
    - 十二 申請者本人名義の振込先口座に関する情報
    - 十三 その他事務局が必要と認める情報
  - 4 申請者は、申請を行うに当たっては、次に掲げる書類等のデータ（以下「提出書類等」という。）を事務局に提出するものとする。

一 2019年分の確定申告書第1表の控（収受日付印が押印されていること（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。以下同じ。）、又はe-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。なお、収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、納税証明書（その2所得金額用）（ただし、事業所得金額の記載のあるものに限る。）でこれに代えることができる。なお、収受日付印等が存在せず、納税証明書（その2所得金額用）による代替提出もない場合であっても申請は可能であるが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要する。また、確認の結果給付金の給付ができない場合がある。以下同じ。）

- 二 2019年の各月の事業収入等が記入された所得税青色申告決算書がある場合には、その控
- 三 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、当該対象月又は各月の月間事業収入を記載した他の書類によるものと認める。）

#### 四 別紙1に規定する本人確認書類

五 賃貸借契約等の存在を証する書類（契約期間に2020年3月31日及び申請日が含まれるもの又は自動で契約を更新する旨の規定があるものに限る。）

- 六 申請日の前3ヶ月以内の期間において、3ヶ月分の賃料等を支払った事実（申請者が3ヶ月分より大きい額の賃料等をまとめて支払っている場合には、いずれかの時において、申請日の属する月並びにその前月及び前々月の賃料等を支払った事実）を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書、領収書その他の書類。ただし、これらの書類のいずれも存在しない場合には、必要事項を記載した様式1（支払実績証明書）でこれに代えることができる。また、当該3ヶ月以内の期間において賃貸人から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合には、別表第2第8号に規定する特例によるものとする。

#### 七 次条の宣誓事項を誓約した様式2（誓約書）

#### 八 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

#### 九 その他事務局が必要と認める書類

#### （宣誓事項）

第8条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

- 一 第4条第1項各号のいずれにも該当していること。特に、今後も事業を継続する意思があること。
- 二 賃貸借契約等に基づいて、他人の所有する土地又は建物を自ら営む事業のために直接占有し、使用及び収益をしていること。
- 三 基準額の算定に用いる賃料等に、自らと第5条第3項各号に規定する関係にある者が賃貸人等である土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。
- 四 基準額の算定に用いる賃料等に、転貸を制限する事項に違反して自らに転貸されていることを認識して取引を行った土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。
- 五 基準額の算定に用いる賃料等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。
- 六 前条第3項の基本情報及び第4項の提出書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと。
- 七 次条の不給付要件に該当しないこと。
- 八 事務局及び長官の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等に応じること。
- 九 給付金の申請及び給付に関する情報が、本事業の適切な執行その他の正当な理由がある場合において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること。
- 十 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受け取ることができない給付金を受け、又は受けようとする）ことをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があつた場合であつても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第12条第1項第3号の規定による通知に従い給付金の返還等を行うこと。
- 十一 別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項を遵守すること。
- 十二 本規程に従うこと。

#### （不給付要件）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

- 一 過去に既に次条第3項第4号の給付通知を受け取った者
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- 三 宗教上の組織若しくは団体

四 前各号に掲げる者の他、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと長官が判断する者

2 前項各号のいずれかに該当する者に対しては、不給付通知を事務局から送付する。

(給付金の給付)

第10条 納付金の給付は、申請者からの申請で成立し、事務局の行う申請内容の適格性等を確認する審査（以下単に「審査」という。）を経て長官が給付額を決定する贈与契約である。

2 申請者が申請を行うことにより、申請者と事務局は別紙3を内容とする受領委任契約を締結するものとする。

3 納付金の給付は事務局を通じ、次の各号により行う。

一 長官は、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して給付金を支払う。

二 長官は、給付金の支払いにあたり、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して概算払を行う。そのため、事務局は、申請者から申請を受けた件数、振込先の金融機関名等の情報を長官に様式3により報告する。その際、申請者を代理して給付金を受領する旨もあわせて報告する。

三 長官は、事務局による審査を踏まえ、申請者に対する給付金額を決定する。

四 事務局は、前項の受領委任契約に基づき、前号の規定により決定した給付金額の全額を申請者の振込先口座振り込む。あわせて、給付通知を申請者及び賃貸人等又は賃貸人等に代わって賃料等の受領を行う者に対して送付する。

五 事務局は、概算払の精算として、申請者への支払いに要しなかった金額等を様式4により長官に報告の上、返還等する。

六 長官が、事務局による審査を踏まえ、申請者に給付を行わない旨を決定した場合には、事務局は申請者に対し、その旨を通知する。

4 事務局は、前項の経理を行うにあたっては、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、事務事業の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(業界団体等によるガイドライン)

第11条 賃貸借契約でない契約又は処分によって使用及び収益が認められることが常態である土地又は建物（以下「特定土地等」という。）の所有、管理又は使用及び収益をする事業者の団体、行政機関その他の広く特定土地等の使用及び収益の形態の実情に通じている者（以下この条において「業界団体等」という。）は、第5条第1項の規定による基準額の算定において、特定土地等の賃料等を含むことができる旨及びその場合の基準額の算定の方法、同項の要件に該当することを立証する方法等を説明するガイドラインを作成し、当該ガイドラインが次項各号のいずれにも該当する旨を説明する資料（賃貸借契約等を証する書類の例、当該業界団体等の概要を説明する資料その他の説明に付随する資料を含む。次項において「説明資料」という。）を添えて事務局に提出することができる。

2 前項の規定によるガイドラインの提出を受けた事務局は、当該ガイドラインが次の各号のいずれにも該当することについて、長官の確認を受けることができる。

一 長官が示すガイドラインの要件に基づき作成されていること。

二 当該業界団体等が行政機関であること、又は前号に該当することについて、弁護士及び税理士その他の専門家（当該弁護士が必要と認めた場合に限る。以下この号において同じ。）の確認を受けており、説明資料に確認した旨を証する当該弁護士及び税理士の署名又は記名押印がされていること。

三 特定土地等の使用及び収益の形態に照らして、特定土地等に係る賃貸借契約等として標準的なものであると認められること。

3 事務局は、ガイドラインについて前項の確認を受けた場合、当該ガイドラインを審査において用いることができる。この場合において、事務局は当該ガイドラインを作成した業界団体等に対しその旨を通知するとともに、当該ガイドラインを公表するものとする。

4 ガイドラインの内容に疑義が生じた場合、事務局は長官に相談の上、当該ガイドラインについて作成した業界団体等に内容について照会し、必要があるときは訂正を依頼し、又は当該ガイドラインの使用を中止することができる。

(給付金に係る不正受給等への対応)

第12条 申請者の申請が不給付要件に該当するものその他の給付に適さないものと疑われる場合は、長官は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

一 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合その他の長官が必要と認める場合において、長官は必要な調査を行うことができる。この場合において、申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等を行うときは、事務局及び長官が委託した者（次号において「事務局等」という。）において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。

二 事務局等は、申請者の申請が、不給付要件に該当するものその他の給付に適さないものであることが判明した場合には、その旨を長官に報告する。

三 前号の報告を受けた長官は、当該申請者に対して不給付決定を行い、又は当該申請者との間の贈与契約を変更し、若しくは解除する。この場合において、既に給付が行われているときは、長官は、事務局に対し、当該申請者に対し給付金の返還に係る通知を行うよう指示する。

2 前項の場合において、給付金の不正受給に該当することが疑われるときは、長官は、事務局を通じ、同項の規定による対応に加え、次の各号の対応を行う。

一 不正受給を行った申請者は、前項第3号の規定により返還を請求された給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、事務局は当該申請者に対し、これらの支払いを請求する旨の通知を行う。

二 不正受給が発覚した場合には、事務局は原則として申請者の公表を行う。

三 長官又は事務局は、不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告訴又は告発する。

3 事務局は、申請者からの給付金の返還又は前項第1号の規定による支払いを受けた場合、当該返還又は支払いによって得た金銭を、申請者に代わって遅滞なく長官に返還する。

4 納付金の給付は、事務局の審査を経て長官が給付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治29年法律第89号）が適用され、給付又は不給付の決定、贈与契約の変更又は解除及び給付決定の取消しについては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立ての対象とならないが、申請者等から不服の申出があった場合には、適宜再調査を行うなど、必要な対応を図る。

(提出書類等の特例)

第13条 2019年分の確定申告の義務がないことその他の相当の事由により、第7条第4項第1号及び第2号の提出書類等を提出できない場合には、これらの提出書類等に代えて、2019年分の住民税の申告書類の控を提出することができる。また、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日国税庁）に基づき、2019年分の確定申告が完了していないこと、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していないことその他の相当の事由によりこれらの提出書類等及び当該住民税の申告書類の控を提出することができない場合は、これらの提出書類等に代えて、2018年分の確定申告書の控及び同年各月の事業収入等が記入された所得税青色申告決算書がある場合にはその控、又は同年分の住民税の申告書類の控を提出することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表1に定める特例によるものとする。

一 2019年1月（第7条第4項第2号の所得税青色申告決算書の控を提出した場合には、2019年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月）から同年12月までの間に開業した場合

二 対象月と2019年の対象月と同月との間又は対象期間と2019年の対象期間と同期間との間（以下「比較期間」という。）に事業の承継をした場合

三 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等<sup>1</sup>を有する場合

4 申請に係る賃貸借契約等に関する、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、当該賃貸借契約等に係る申請に当たっては、別表2に定める提出書類等を提出することができるものとする。

一 第7条第4項第5号の書類に規定された賃貸人等の名義と現在の賃貸人等の名義が異なる場合

二 第7条第4項第5号の書類に規定された賃借人等の名義と申請人の名義が異なる場合

三 賃貸借契約等の存在を証する書類に規定された当該賃貸借契約等が2020年3月31日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合

四 2020年4月1日以降において、2020年3月31日時点で有効であった賃貸借契約等を終了し、又は解除した後、これに代わって申請日時点で有効な新たな賃貸借契約等を締結している場合

五 第7条第4項第5号の書類について、一見して賃貸借契約等の存在を証する書類であることが明らかでない場合であって、当該賃貸借契約等について、第11条第3項の規定により公表されたガイドラインが存在するとき

六 前号に規定する場合であって、当該賃貸借契約等について、第11条第3項の規定により公表されたガイドラインが存在しないとき

七 賃貸借契約等の存在を証する書類が存在しない場合

八 申請日の前3ヶ月以内の期間（申請日の前1ヶ月以内の期間を除く。）において賃貸人等から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合

<sup>1</sup> 自社の事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明（例：罹災証明書・被災証明書等）